

交付申請に必要な書類チェックリスト (令和3年度横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金)

・補助金交付申請後、「補助金交付決定通知書」が届いてから工事に着手してください。
 ・補助金交付決定を受けた方であっても、実績報告書(提出期限:使用開始日から30日以内もしくは、令和4年3月11日(金)のいずれか早い方)及び請求書を提出できない場合は補助金が交付されません。

【交付申請時に必要な書類】 提出部数:1部(控えが必要な場合は写しを取り、申請者および受任者が保管してください。)

書類名	必須	注意事項
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 (第1号様式)	○	・住宅用燃料電池システムは、事前に電子申請システムで申込が必要です。 *抽選の場合は当選者のみ申請することができます。
<input type="checkbox"/> 個人の場合: 設置場所の住民票	○	・個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので、交付申請の受付日前3か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 又は 家屋評価証明書 (共有者の確認できるもの)	○	・交付申請受付の日前、1年以内に発行されたもの。 ・共有名義の場合は、所有者全員の氏名がわかるもの(家屋評価証明書の場合は「共有者氏名表」も必要です。)
<input type="checkbox"/> 同意書 (第2号様式)		申請者以外に建物所有者が存在する場合に、申請者以外のすべての所有者の同意書が必要
<input type="checkbox"/> 委任状 (第15号様式)		申請者本人以外の方が手続きをする場合に提出 ・認印は可ですが、朱肉を使用しない印鑑(スタンプ式印鑑)は不可です。 ・代表者職氏名欄には、役職名(代表取締役など)と氏名を記入してください。
<input type="checkbox"/> 契約を証明する書類 (契約書等) + 補助対象システム(機器費 及び工事費)がわかる内訳 書の写し (契約前の場合は見積書)	○	申請者と請負人の両方の印がある契約書の写し ・申請書の型式番号及び機器費(税抜)の価格が記載されているもの。 ・リースの場合は、設備のリースに係る契約書の写し ・注文書と請書の場合は、両方の写しを提出してください。 (注文書に申請者の印、請書に請負人の印が必要です。) ・契約年月日、契約金額、工事内訳(契約額と合計が一致すること)、工事場所、工期等の 主要事項の記載がある部分の写しは、必ず提出してください。 (契約が未締結の場合は見積書の写しを提出し、実績報告時に契約書等を提出してください。)
<input type="checkbox"/> 返信用封筒(長形3号) (84円切手貼付)	○	申請者本人の宛先(申請書記載の現住所、氏名)を記入し、 84円切手 を貼り付けたもの ※補助金交付決定通知書又は不交付決定通知書を申請者に郵送するための封筒です。
<input type="checkbox"/> 業務用燃料電池システム の場合:仕様書等		業務用燃料電池システムの場合、外観、ユニット寸法、発電効率等を確認できる仕様書等(写し可)
<input type="checkbox"/> 法人の場合: 登記事項証明書		法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
<input type="checkbox"/> 法人の場合: 役員等氏名一覧表		法人の場合は、役員等氏名一覧表
<input type="checkbox"/> 法人の場合: 市税を滞納していないこと が証明できる書類		法人の場合は、市税を滞納していないことが証明できる書類(法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書等)
<input type="checkbox"/> リース事業の場合: 共同申請同意書 (第3号様式)		補助金交付申請者がリース事業者の場合は、住宅の所有者の共同申請同意書。
<input type="checkbox"/> リース事業の場合: リース料計算書		リース料総額から補助金相当額分が減額されていることがわかるもの。

【その他の注意事項】

- ※1 消せるボールペン、修正液、修正テープ等は使用できません。
 ※2 申請書類は郵送してください(郵送のみ)。

●郵送先・問合せ

〒231-0005
 横浜市中区本町6-50-10
 横浜市環境創造局 環境エネルギー課 補助金申請担当
 TEL:045-671-4225
 mail:ks-hojo@city.yokohama.jp